

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の概要

1. 目的

南極の海洋生物資源（海鳥を含む）の保存（合理的な利用を含む）

2. 我が国の参加

署名：昭和 55 年(1980 年) 9 月 20 日

発効：昭和 57 年(1982 年) 4 月 7 日（我が国は発効時から参加）

3. 加盟国（26 か国 1 地域機関：令和 4 年(2022 年)10 月現在）

日本、アルゼンチン、豪州、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、エクアドル、フランス、ドイツ、インド、イタリア、韓国、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、EU

4. 意思決定

コンセンサス方式

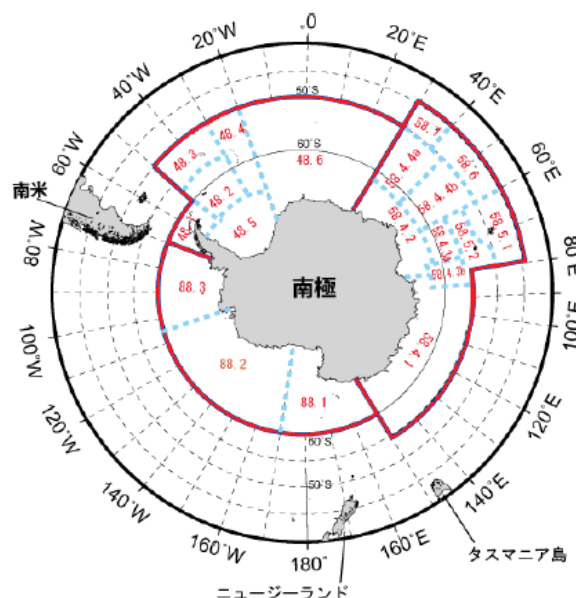
5. CCAMLR と我が国漁業

本条約水域において、我が国底はえ縄漁船 1 隻がメロを対象として操業

6. 主な保存管理措置

メロ及びオキアミの漁獲上限、CCAMLR 水域で操業する際の旗国による許可制、漁船への VMS（衛星による自動位置モニタリングシステム）の設置、漁船入港時の検査と必要な場合の水揚げ拒否、メロの漁獲証明制度等

7. CCAMLR 水域（下図：赤枠内）



海域図：(国研)水産研究・教育機構の資料に基づき水産庁で作成